

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出一覧

(敬称略)

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	令和8年8月27日	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
2	令和8年8月27日	労働者	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
3	令和8年8月27日	労働者	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
4	令和8年8月27日	労働者	J M I T U通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
5	令和8年8月27日	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡 ブロック	代表 松井 美智子
6	令和8年8月27日	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
7	令和8年8月27日	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 高木 亨
8	令和8年8月27日	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部 静岡 分会	執行委員長 塩澤 好彦
9	令和8年8月27日	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
10	令和8年8月27日	労働者	静岡県西部地区労働組合連合	議長 堀内 慶一
11	令和8年8月27日	労働者	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
12	令和8年8月27日	労働者	静岡県労働組合評議会・パート臨時 労組連絡会	代表幹事 菊池 仁
13	令和8年8月27日	労働者	新日本婦人の会静岡県本部	会長 蒔田 知津子

2026 年 8 月 27 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組
議 長 様

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、静岡労働局長に対して 57 円引き上げて 1,154 円とする答申を行いました。この答申額は、中央最低賃金審議会の目安に 1 円上乘せしたものです。私たちの求める 1,700 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

7 月 31 日帝国データバンクは、主要食品メーカー195 社が 8 月に値上げを予定している飲食料品は 2,311 品目になると発表しました。中東情勢悪化の影響で資材や原材料、物流コストなどが上昇。2 カ月連続で 2,000 品目を超え、前年同月比では 83.1%増の大幅アップとなります。11 月までの判明分で 18,347 品目に上ります。歴史的な円安に歯止めがかからず、輸入コストの上昇が再び強く影響する可能性もあり、今後も物価高による値上げラッシュに苦しめられそうです。

静岡地方最低賃金審議会が本日答申した 1,154 円（57 円の引き上げ）では、月額にして 20 万円にとどかず（1,154 円×8 時間×21 日）生活改善にはほど遠いことも明らかです。静岡の答申額 1,154 円を受け入れることはできません。

私たちが昨年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市内で生活する単身世帯で必要となる月額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,154 円の最低賃金とは 750 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県 1,279 円（54 円）、愛知県 1,195 円（55 円）の引き上げとなり、格差は多少縮まりましたが、神奈川県との差額は月額で 21,000 円となり、労働力の県外への流出は止まらず地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができ、去年の岐阜県に続き今年三重県でも実施された意見陳述を採用しませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2026 年 8 月 26 日

静 岡 労 働 局 長 國 分 一 行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合会
執行委員長 菊池 仁

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、静岡労働局長に対して 57 円引き上げて 1154 円とする答申を行いました。この答申額は、中央最低賃金審議会の目安に 1 円上乘せしたのですが、私たちがこの間の最低生計費調査などで科学的根拠を示して明らかにしてきた時間額 1700 円以上にはほど遠く、物価上昇分にも追いつかないものです。

現在の情勢においては、歴史的な円安に歯止めがかからないことや、中東情勢の悪化などによる影響で、資材や原材料、物量コストなどが上昇し、しかも、物価上昇は今後も続くと言われています。今回、静岡地方最低賃金審議会が答申した 1154 円（57 円の引き上げ）では、月額で 20 万円にも届きません（ $1154 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 21 \text{ 日} = 19 \text{ 万 } 3872 \text{ 円}$ ）。これでは生活改善どころか、現状の維持すら困難であると言わざるを得ません。

2026 年の答申は、静岡県の隣県である神奈川県が 1279 円（54 円増）、愛知県が 1195 円（55 円増）への改定となり、賃金格差はわずかに縮小しました。それでも、神奈川県の最賃との格差は月額で 2 万 1000 円にもなります。こうした賃金格差が、県外へ人口が流出し、地域経済が疲弊する要因となっています。最低賃金を大幅に引き上げ、大都市や周辺地域との賃金格差を縮小することが人口流出の対策としてきわめて有効であることは、多くの専門家も指摘しています。

これは、自治体・公務公共関係労働者においても同様です。いま地方自治体の職員が首都圏や大都市部の自治体に移る事例が増えていますが、これは、同じ仕事をしていてもより高い賃金が得られることが大きな理由となっています。また、自治体・公務公共関係職場では、最低賃金近傍で働く非正規労働者が多く、収入が低いため日々の生活にも困窮する実態があります。この要因が、賃金水準のベースである最低賃金が低いためであることも見過ごすことはできません。自治体・公務公共関係労働者は、地域経済において大きなウェイトを占めているため、最低賃金を大幅に引き上げて自治体・公務公共関係労働者の賃金改善を喚起することが、地域経済にとっても好影響を与えることになります。

また、静岡地方最低賃金審議会は、今回の審議も一部のみの公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議が公開されなかったことも看過できません。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国の多くの審議会でも全面公開や意見陳述が広がっている状況と照らしても、不誠実で異常な対応と言わざるを得ません。

異議申出書をはじめとした意見をふまえたうえで、審議を全面公開して再度、議論を行い、答申額を大幅に引き上げる見直しを行う必要があることを訴えます。

以上の理由により、今回の最低賃金改定の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2026 年 8 月 27 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

ユーコープ労働組合
中央執行委員長 積 哲也

2026 年度静岡県最低賃金の 改正額答申に対する異議申し出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1154 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議することを求めます。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度とするよう国に働きかけることを求めます。
3. 中小企業・小規模業者の支援策について議論を尽くすことを求めます。
4. 静岡地方最低賃金審議会を全面的に公開することを求めます。

【 理 由 】

私たちの上部団体である静岡県労働組合評議会が昨年 6 月に実施した『静岡県における最低生計費試算調査バージョンアップ』では、県内在住 25 歳単身男性が 8 時間働いてまともな生活を維持するために必要な金額を時給換算すると 1904 円が必要という試算となりました。

今回答申のあった 1154 円では、8 時間働いても最低生計費に届かない金額です。今後も中東情勢や円安の影響で物価上昇が続き、県民の生活はより厳しくなることが予想されます。

以上の理由で、静岡県の最低賃金の大幅な引き上げに向けて再審議することを求めます。

私たちの職場である「生活協同組合ユーコープ」は、正規職員の賃金制度は 3 県統一ですが、パート職員の基本時給は県ごとで異なります。現在、パート職員の基本時給は、静岡県 1192 円、神奈川県 1286 円、山梨県 1172 円となっており、県別で最大 114 円の格差があります。

3 県の時給格差について、地域ごと異なる最低賃金が大きく影響していることをユーコープで働く非正規労働者たちは実感し、「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、基本時給が違うのはおかしい」と多くの声があがっています。

また、全国各地で実施されている最低生計費試算調査の結果を比較すると、日本のどの地域であっても、生計費は大きく変わりません。最低賃金が低い地域＝生計費が低い地域ではないことが判明しています。



以上の理由で、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度とするよう国に働きかけることを求めます。

最低賃金の引き上げにおいて中小企業・小規模事業者への支援の拡充は不可欠です。日本の生産性は上がっているはずなのに、賃金引き上げを阻む背景には社会保険料、消費税、価格転嫁や公正取引などに対する支援がまだまだ乏しいからだと考えます。最低賃金の引き上げが中小企業・小規模事業者の経営に負担とならないよう、社会保険料や税制面の減免や支援の拡充について議論を尽くすことを求めます

審議会を公開している地域が増えていますが、静岡地方最低賃金審議会は今年も限られた公開となっています。県民の思いが届き、透明性のある審議であるために、次年以降は全面公開とすることを求めます。

最後になりますが、静岡県の2024年・2025年の転出超過は7000人を超え、超過人数は全国トップクラスです。進学などを機に静岡県から離れた人の多くは、静岡県に戻りません。この状況が続けば静岡県の人口減少と人手不足に深刻な影響を及ぼすことになります。

主な転出先の大都市は、最低賃金が静岡県より高く、賃金面に魅力的な転出先に定住してしまうことが転出超過に至る理由の一つとして考えられます。この状況に歯止めをかけるためにも、最低賃金の引き上げと地域間格差是正は喫緊の課題ではないでしょうか。

静岡県民の生活を守るため、そして静岡県の未来のためにも、最低賃金の引上げに更なるご尽力をいただけますようお願い申し上げます。

以上

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に係る
静岡県最低賃金審議会の意見に対する異議申出書
静岡労働局長 殿

2026年8月27日
JMITU通信産業本部静岡
執行委員長 榊原

異議の申出

2026年8月12日、静岡地方最低賃金審議会が答申した、静岡県最低賃金を現行の時間額1,097円から57円引き上げ、時間額1,154円とする意見について、最低賃金法第11条第2項及び第12条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

静岡地方最低賃金審議会が答申した静岡県最低賃金の改正額については、静岡県内で働く労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な水準を十分に保障するものとはいえません。物価高騰が長期化し、労働者の生活に不可欠な支出が大きく増加している現在、最低賃金は単に過去の賃金水準や企業の支払能力だけから判断するのではなく、現に静岡県で生活する労働者に必要な生計費を基礎として決定されるべきです。したがって、答申された最低賃金額をそのまま決定することには異議があり、静岡地方最低賃金審議会において、以下の点を踏まえた再度の審議を求めます。

静岡労働局長におかれては、本異議申出を静岡地方最低賃金審議会に付議し、改めて審議を行い、答申額を大幅に引き上げるよう求めます。

1. 労働者の生計費を十分に反映した最低賃金額となっていない

最低賃金法第9条第2項は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとしています。また、同条第3項では、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとされています。しかし、現在の静岡県では、最低賃金で働く労働者が一人暮らしをしながら、住居費、食費、光熱水費、通信費、交通費、被服費、医療費、社会保険料、税などを負担することは容易ではありません。最低賃金は「これ以下では働かせてはならない賃金」である以上、最低限度の生活を現実に維持できる水準でなければなりません。



2. 物価高騰によって労働者の実質的な生活水準が大きく圧迫されている

近年、食料品や日用品、電気・ガスなどの光熱費、家賃、交通費等の生活関連費が上昇しています。名目賃金が増えているにもかかわらず、物価上昇がそれを上回れば、労働者の実質的な購買力は低下します。特に最低賃金近傍で働く労働者は、賃金に占める生活必需品への支出割合が高いため、物価上昇の影響を強く受けます。したがって、最低賃金の改定に当たっては、単純な前年からの賃金上昇率だけではなく、現在の生活実態と必要生計費を十分に考慮すべきです。

3. 最低生計費試算調査を重視すべきである

最低賃金の水準を検討するうえでは、実際に地域で生活する労働者がどの程度の費用を必要としているのかを具体的に把握することが重要です。最低生計費試算調査では、特定のモデル世帯を前提とした抽象的な計算だけではなく、地域で生活する労働者が通常の社会生活を営むために必要な住居、食料、光熱・水道、被服、交通・通信、教養娯楽等の費用を積み上げ、必要な生計費を算出します。こうした調査結果は、最低賃金が実際の生活に照らして十分な水準にあるかどうかを検証する重要な資料です。静岡県における最低賃金の決定に当たっても、こうした実態に基づく最低生計費を十分に考慮するよう求めます。

4. 企業の「支払能力」を理由に労働者の生活保障を後退させるべきではない

中小企業・小規模事業者が、原材料費やエネルギー価格、人件費の上昇に苦しんでいる実態を無視することはできません。しかし、そのことから直ちに、「中小企業が負担できないから最低賃金の引上げを抑える」という結論を導くべきではありません。最低賃金法が「生計費」と「支払能力」の双方を考慮することを求めているからこそ、政治・行政に求められるのは、労働者の生活を犠牲にして両者の帳尻を合わせることはありません。まず、労働者が生活するために必要な賃金水準を明らかにする。その上で、その賃金を中小企業・小規模事業者も支払えるよう、価格転嫁の徹底、直接助成、社会保険料負担の軽減、公共調達単価の改善、公正取引の徹底などを、国・県の責任で実施する。これが本来の政策の順序であると考えます。今回の答申自身も、中小企業支援、価格転嫁、助成制度などの充実を行政に求めています。であるならば、なおさら、中小企業の厳しい経営状況を最低賃金の抑制理由とするのではなく、必要な最低賃金水準を実現するための政策的支援を強化する方向で審議すべきです。

5. 最低賃金の引上げは地域経済を支える政策でもある

最低賃金の引上げによって、低賃金労働者の可処分所得が増加すれば、その多くは生活必需品や地域のサービスへの消費に回ることが期待されます。したがって、最

低賃金の引上げを単に企業側の負担として捉えるのではなく、労働者の購買力を高め、地域経済を活性化する政策として位置づける必要があります。一方で、中小企業・小規模事業者が賃上げを実施できるよう、社会保険料負担の軽減、価格転嫁の徹底、税制・助成制度の拡充など、国・県による十分な支援策を併せて講じることも必要です。

以上を踏まえ、再審議を求める

静岡労働局長におかれては、本異議申出を静岡地方最低賃金審議会に付議し、特に以下の点について改めて審議するよう求めます。

- ①静岡県内で生活する労働者の最低生計費について、最新の物価・生活実態を反映した資料を十分に検討すること。
- ②最低生計費試算調査など、労働者の実際の生活に基づく調査結果を最低賃金決定の重要な資料として位置づけること。
- ③最低賃金の大幅な引上げと併せて、中小企業・小規模事業者が賃上げを実施できるよう、国及び静岡県に対して十分な支援策を講じるよう求めること。
- ④最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案するとともに、特に最低賃金で生活する労働者の生活実態を重視すること。

最低賃金は、すべての労働者の賃金の底上げを図り、労働者の生活を守るための重要な社会的ルールです。

物価高騰が続き、実質的な生活負担が増している現在、最低賃金を「働いても生活が苦しい」水準にとどめることは、制度の趣旨に照らして適切ではありません。

静岡県で働くすべての労働者が、最低賃金で働いても安心して生活できる水準を実現するため、答申内容について再度慎重に審議し、最低賃金額を大幅に引き上げることを強く求めます。

以 上

2026 年 8 月 26 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロッ
代表 松井 美智子

異 議 申 立 書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、2026 年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額 56 円より 1 円上回る 57 円引き上げ、現行の 1,097 円から 1,154 円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

引き上げ額が中央最低賃金審議会の目安を上回る金額となりましたが、57 円では、今後も値上げが予想される中、物価高騰に苦しむ私たちの生活を補える金額には追いついていません。

正規の職員の賃上げがされる中で、時給で働く労働者にとって最低賃金の大幅な引上げは切実な要求であり大きな力になっています。

金融の職場では春闘時に正規職員の大幅な賃上げがされています。非正規職員への引き上げもありますが大きな格差があります。最低賃金の引き上げ額は大きな目安になっています。窓口や内部事務などを担う 4 割近くを占める非正規労働者は、処遇面での諸制度は改善されても賃金面では正規職員と大きな格差があります。これでは、同じ職場で働く労働者として納得の行くものではありません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議が一部しか公開されませんでした。最低賃金改定の影響を受ける非正規労働者の生活実態を直接聞く意見陳述が採用されないのは不誠実な対応と言わざるを得ません。審議会の公開と私たちの生活実態を聞いていただく場を求めます。

今後も続くと予想される物価高騰から、時給で働く労働者でも普通に働けば普通に暮らせる賃金が必要です。答申額を見直すことを要請します。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2026 年 8 月 12 日
ローカルユニオン
執行委員長 河合

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 8 年度静岡地方最低賃金答申に対する異議申出書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

貴審議会は 8 月 12 日、静岡県の最低賃金を 57 円引き上げ、時間額 1,154 円とする答申を行いました。この答申に対して異議申出書を提出いたします。

毎年、中央最低賃金審議会の目安額どおりの答申であったことから地方最低賃金審議会の存在意義があるのかと思わせていたことを思うと、今年、1 円の上乗せがあった事は評価いたします。

しかし、今だに留まるところ知らない物価高騰に対し、労働者の賃金は物価高騰に見合うだけの引き上げには届いていないのが、現実です。中央最低賃金審議会の目安の説明の中で、目安額が昨年を下回ったことについて、「物価高騰が鈍化している」との説明がありましたが、実生活では、あれもこれも値段は上がり、税金も上がりという実態の中で、生活は困窮を極めており、生活感を欠いた見解であると思われます。普通に働いて普通に生活するにはまだまだ足りないのが実態です。最低生計費試算調査によれば、最低生計費（25 歳単身男性）は 1,700 円～1,900 円と試算されています。1,154 円ではまだまだ足りないのです。

また、政府は 2029 年までに最低賃金を平均 1,500 円とすることを目標としていましたが、今年は 2030 年を超えることが表明されています。最低賃金の上がり方が「鈍化」しているのです。どちらにせよ今年の引き上げ率では、間に合いません。もっとも、平均 1,500 円は加重平均ですから、全国平均が 1,500 円になったとしても、静岡県は 1,500 円には到達しません。

今年は早々に鈴木康友知事より、「県民が将来に希望を見いだせる水準への引き上げ議論を」という要請がありました。この 57 円引き上げで時間額 1,154 円の最低賃金は、将来に希望を持てる水準なののでしょうか？若者の未婚、少子化の解決につながる賃金なののでしょうか？再度、最低賃金の引き上げ額の見直しを求めます。

県外では、県や市が最低賃金審議会に申し入れをしたり、意見書を提出したりと積極的に関与しています。最低賃金引き上げのための中小企業支援施策を



実現させるためには、県や市との具体的なやり取りが支援の実現に大きな役割を果たすものと考えます。国に対し支援策の要請をするとともに、使える支援策にするために、県や市に具体的支援を求めるのも地方最低賃金審議会の役割だと考えます。ぜひ、具体的に動いてください。

今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為に、実効性のある中小企業支援を求めます。そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。

最低賃金を「働いたら暮らせる賃金」とするためにも、最低賃金の大幅引き上げを求めるとともに、中小企業視線策の具体化を求めます。

以上

2026 年 8 月 25 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地
執行委員長 高木

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、静岡労働局長に対して 57 円引き上げて 1,154 円とする答申を行いました。この答申額は、中央最低賃金審議会の目安に 1 円上乘せしたものです。私たちの求める 1,700 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

7 月 31 日帝国データバンクは、主要食品メーカー195 社が 8 月に値上げを予定している飲食料品は 2,311 品目になると発表しました。中東情勢悪化の影響で資材や原材料、物流コストなどが上昇。2 カ月連続で 2,000 品目を超え、前年同月比では 83.1%増の大幅アップとなります。11 月までの判明分で 18,347 品目に上ります。歴史的な円安に歯止めがかからず、輸入コストの上昇が再び強く影響する可能性もあり、今後も物価高による値上げラッシュに苦しめられそうです。

静岡地方最低賃金審議会が本日答申した 1,154 円（57 円の引き上げ）では、月額にして 20 万円にとどかず（1,154 円×8 時間×21 日）生活改善にはほど遠いことも明らかです。静岡の答申額 1,154 円を受け入れることはできません。

私たちが昨年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,154 円の最低賃金とは 750 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県 1,279 円（54 円）、愛知県 1,195 円（55 円）の引き上げとなり、格差は多少縮まりましたが、神奈川県との差額は月額で 21,000 円となり、労働力の県外への流出は止まらず地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができ、昨年の岐阜県に続き今年三重県でも実施された意見陳述を採用しませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2026 年 8 月 25 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方
静岡分会
執行委員長 塩澤 好

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、静岡労働局長に対して 57 円引き上げて 1,154 円とする答申を行いました。この答申額は、中央最低賃金審議会の目安に 1 円上乘せしたのですが、私たちの求める 1,700 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

7 月 31 日帝国データバンクは、主要食品メーカー195 社が 8 月に値上げを予定している飲食料品は 2,311 品目になると発表しました。中東情勢悪化の影響で資材や原材料、物流コストなどが上昇。2 カ月連続で 2,000 品目を超え、前年同月比では 83.1%増の大幅アップとなります。11 月までの判明分で 18,347 品目に上ります。歴史的な円安に歯止めがかからず、輸入コストの上昇が再び強く影響する可能性もあり、今後も物価高による値上げラッシュに苦しめられそうです。

静岡地方最低賃金審議会が本日答申した 1,154 円（57 円の引き上げ）では、月額にして 20 万円にとどかず（1,154 円×8 時間×21 日）生活改善にはほど遠いことも明らかです。静岡の答申額 1,154 円を受け入れることはできません。

私たちが昨年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,154 円の最低賃金とは 750 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県 1,279 円（54 円）、愛知県 1,195 円（55 円）の引き上げとなり、格差は多少縮まりましたが、神奈川県との差額は月額で 21,000 円となり、労働力の県外への流出は止まらず地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができ、昨年の岐阜県に続き今年三重県でも実施された意見陳述を採用しませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2026年8月26日

静岡県労働局
局長 國分 一行様
静岡県最低賃金審議会
会長 畑 隆 様

静岡県労働組合連合会
議長 松 川 功 様

静岡県最低賃金審議会の答申に対する異議申立書

静岡県内労働者の賃金引き上げにつながる静岡県の最低賃金を決めることに奮闘されている静岡労働局及び審議会委員の皆さんに対して心より敬意を表します。

静岡県最低賃金審議会は、現行の静岡県最低賃金を 57 円引き上げ時間額 1,154 円とする答申をしました。答申どおりの時給 1,154 円で 1 日 8 時間、月 20 日働いても月額で約 185,000 円です。この賃金から税金や社会保険料などが引かれ、手取り額はさらに少なくなります。物価高がつづき食料品や水道代など生活必需品が値上がりし、食べていくだけの暮らしになっています。私たちは、改めて時間給 1,700 円以上の引き上げを求めます。

その引き上げと同時に、賃金を支払う立場にある中小零細業者に対して、中小企業予算の増額、直接的な助成金の支給、社会保険料の減免・軽減などの措置、公正な取引の実現などの支援を政府ばかりでなく、自治体にも求めて下さい。

静岡県最低賃金審議会の審議会・専門部会の全面公開、すべての審議の議事録公開、審議会委員の選出などの透明性確保と最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞く意見陳述の実施を来年度は確実にを行うことを求めます。

最後に私たちは現行の都道府県別最低賃金でなく、全国一律最低賃金制度を求めています。国に対して全国一律最低賃金への最賃法改正を求めて下さい。

以上



2026年8月19日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県西部地区労働組合連合会
議長 堀内 慶一

2026年度 静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

8月12日、静岡地方最低賃金審議会は、静岡労働局長に対して57円引き上げ1,154円とする答申を行いました。この額は中央最低賃金審議会の目安に1円上乘せしたものです。

静岡地方最低賃金審議会が答申した1,154円では、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。これでは月額にして20万円にとどかず、生活改善にはほど遠いことも明らかです。

特に、最低賃金近傍で働く労働者の多くは非正規労働者で、フルタイムで働いても賃金は正規労働者の3分の2ほどしかなく、物価高騰の中、さらなる犠牲を強いる状況となっていますので、静岡の答申額1,154円を受け入れることはできません。

今回、静岡県の両隣の神奈川県1,279円(54円)、愛知県1,195円(55円)の引き上げとなり格差は多少縮まりましたが、神奈川県との差額は月額で21,000円となり、労働力の県外への流出は止まらず、地域経済を疲弊させる要因となっています。

静岡地方最低賃金審議会は、今年も審議を一部のみを公開し、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されませんでした。

最低賃金改定の影響をともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞いたり、意見陳述をしたりしませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえた上で、答申額を見直してくださるよう要望いたします。



2026 年 8 月 17 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合センター
議 長 橋本 純

2026 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 12 日、静岡労働局長に対して 57 円引き上げて 1,154 円とする答申を行いました。この答申額は、中央最低賃金審議会の目安に 1 円上乘せしたのですが、私たちの求める 1,700 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

7 月 31 日帝国データバンクは、主要食品メーカー 195 社が 8 月に値上げを予定している飲食料品は 2,311 品目になると発表しました。中東情勢悪化の影響で資材や原材料、物流コストなどが上昇。2 カ月連続で 2,000 品目を超え、前年同月比では 83.1%増の大幅アップとなります。11 月までの判明分で 18,347 品目に上ります。歴史的な円安に歯止めがかからず、輸入コストの上昇が再び強く影響する可能性もあり、今後も物価高による値上げラッシュに苦しめられそうです。

静岡地方最低賃金審議会が本日答申した 1,154 円（57 円の引き上げ）では、月額にして 20 万円にとどかず（1,154 円×8 時間×21 日）生活改善にはほど遠いことも明らかです。静岡の答申額 1,154 円を受け入れることはできません。

私たちが昨年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,153 円の最低賃金とは 751 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県 1,279 円（54 円）、愛知県 1,195 円（55 円）の引き上げとなり、格差は多少縮まりましたが、神奈川県との差額は月額で 21,000 円となり、労働力の県外への流出は止まらず地域経済を疲弊させる要因となっています。このことから、全国一律最低賃金制度が求められています。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができ、昨年の岐阜県に続き今年三重県でも実施されるた意見陳述を採用しませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2026 年 8 月 27 日

静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連

代表幹事 菊池

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 8 年度静岡地方最低賃金の答申に対する異議申出書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

貴審議会は 8 月 12 日、静岡県の最低賃金を時間額 1,154 円とする答申を行いました。この答申に対して異議申出書を提出いたします。

この 10 年来、静岡地方最低賃金審議会の審議では、中央最低賃金審議会の目安額を上回る答申が出たことはありませんでした。これでは地方最低賃金審議会の意味がないとさえ思いました。しかし、今年は 1 円ではありますが、中央最低賃金審議会の目安額に上乗せの答申がされたことは、大きな前進であると評価します。

しかし、最低賃金 1,154 円では普通に働いて普通に生活するにはまだまだ足りないのが実態です。物価高騰は続き、医療費も税金も上がる、状況の中で、私たちの生活は厳しさを増すばかりです。最低賃金の上げ幅が昨年より下がったことについて、中央最低賃金審議会は、「物価高騰が鈍化しているので目安額を昨年より下げた」という説明をしていましたが、私たちの生活実感としては、鈍化しているとは思えません。静岡県労働組合評議会が行った最低生計費試算調査によれば、最低生計費（25 歳単身男性）は 1,700 円～1,900 円と試算されています。今年の引き上げ額 1,154 円では足りないのです。

また、政府は 2029 年までに最低賃金を平均 1,500 円とすることを目標としたが、今年はその目標が 2030 年超えにまで引き延ばされました。それでも、今年の引き上げ率では、間に合いません。もっとも、平均 1,500 円は加重平均ですから、全国平均が 1,500 円になったとしても、静岡県は 1,500 円には到達しません。

最低賃金は「働いたら暮らせる賃金」でなくてはなりません。必要なものを買うこともできず、買い控えをしなければならないような、「働いても暮らせない賃金」では労働者の労働意欲の低下をもたらし、産業効率の上昇も見込めません。社会不安も増大します。社会の安定のためにも、最低賃金の大幅引き上げは日本社会にとって最重要課題と考えます。

最低賃金を「働いたら暮らせる賃金」とするためにも、最低賃金の大幅引き



上げを求めます。

他県では、県や市が最低賃金審議会に申し入れをしたり、意見書を提出したりと積極的に関与しています。私たちは静岡県にも担当部署に積極的に最低賃金審議にかかわることを要請しました。今年は、鈴木康友知事が早々に要求書を提出し、その中で、「県民が将来に希望を見いだせる水準への引き上げ議論を」とコメントしていました。この水準で良いとお考えでしょうか。県民の生活に希望を持たせるためにも、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

最低賃金引き上げのための中小企業支援施策を実現させるためには、県や市との具体的なやり取りが支援の実現に大きな役割を果たすものと考えます。国に対し支援策の要請をするとともに、使える支援策にするために、県や市に具体的支援を求めるのも地方最低賃金審議会の役割だと考えます。ぜひ、具体的に動いてください。

今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為に、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

経済格差の広がりはますます拡大しています。物価高騰にも追い付かない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギであり、ひとりひとりの生活がかかった問題です。

最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

2026年8月21日

静岡労働局長 様

静岡地方最低賃金審議会会長 様

新日本婦人の会静岡県本部

会長 蒔田 知津子

2026年度静岡地方最低賃金審議会への異議申出書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たち新日本婦人の会は、「生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせます」を会の目的のひとつにしている国連 NGO 団体です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、異議申出をします。

静岡地方最低賃金審議会は8月12日、2026年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額より1円高い57円引き上げ、現行の時間額1,097円から時間額1,154円とする旨、静岡労働局長に答申しました。

この間続いている資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1,700円以上」にはほど遠いものです。これでは地域間格差も解消されず、人口流出に歯止めはかかりません。日本経済の立て直しのためにも、私たちの消費力を伸ばすためにも、今こそ賃金の引き上げが必要です。

労働者の賃金の基本となるものが最低賃金です。この賃金を割って働かせてはいけないという最低賃金は、働く者全てに適用されます。低賃金不安定雇用の非正規労働者が増大している日本社会においては、最低賃金を大幅に引き上げることは命綱となります。

物価高で生活苦となっている今年こそ、静岡県の最低賃金の大幅引き上げの積極的な審議をしていただくようお願いします。

